

議案第 5 5 号

北名古屋市都市計画税条例の一部改正について

北名古屋市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、関係条文の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋都市計画税条例の一部を改正する条例

北名古屋都市計画税条例（平成 18 年北名古屋市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 7 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附則第 19 項中「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。